

固定資産 現所有者申告書

うるま市長 あて

令和 年 月 日

申告者 住所
(現所有者)
氏名
電話

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、うるま市税条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

①課税台帳登載者(被相続人)

氏名	死亡時の住所	死亡年月日
		令和・平成・昭和 年 月 日
年 月 日生		

②固定資産の表示

☐ 1. 資産全部(別紙のとおり) ☐ 2. 資産一部(下記のとおり)

区分	所在	家屋番号等
土地・家屋		
土地・家屋		
土地・家屋		
土地・家屋		

③現所有者

氏名	住所	被相続人との続柄

相続登記	☐ 登記済(年 月 日)	☐ 登記手続き中	☐ 未定
------	--------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------

※この書面に基づいてなされた事務処理について、後日第三者からの申し立て等が生じた場合、あるいは、うるま市に對して何らかの負担が生じた場合は、一切私たちの責任において解決いたします。

1. この現所有者申告は登記が完了するまでの間、課税の適正化を図るために提出していただくものです。
この申告により登記名義人が変わるものではありません。
なお、未登記家屋については未登記家屋所有者名義変更願の届が必要です。(資産税課に提出)

うるま市税条例

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

地方税法

(固定資産の申告)

第三百八十四条の三 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者(以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。)に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。